

平成 26 年度 第 14 回 東大阪市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 26 年 11 月 21 日（金） 9：30～11：50

場 所：総合庁舎 18 階 研修室

出席者：子ども・子育て会議委員	18 名
(関川会長、中川副会長、阿部委員、小田委員、景山委員、櫛田委員、佐藤委員、千谷委員、高山委員（代理出席）、竹村委員、藤井委員、中西委員、中泉委員、平川委員、古川委員、松葉委員、森内委員、八木委員)	
事務局	13 名
(立花、南谷、川崎、川西、寺岡、清水、安永、松田、関谷、菊地、堀ノ内、泉、西島)	
(辰巳、高野、松崎、土肥)	4 名
傍聴者	3 名
業者（地域社会研究所）	1 名
計	39 名

資 料：会議次第、配席表、委員名簿

資料 1 地域子育て支援事業（放課後児童クラブ）供給量の確保策について

資料 2 一時預かり事業

資料 3 東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の内容について

資料 4 公立の教育・保育施設再編整備イメージ

資料 5 パブリックコメント集計（途中経過）

別紙 東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集クラブ名・グループ分割表

別紙 東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業実施要項

参考資料 東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集要項

1. 開会

●事務局・寺岡

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 14 回「子ども・子育て会議」を開催いたします。本日は、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、子どもすこやか部保育室の寺岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日、全委員 20 名中 18 名の御出席をいただいております。東大阪市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項において、「会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされておりますが、以上のとおり本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

それでは、お手元に配布いたしております資料のご確認をお願いします。

—資料確認—

不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。本会議は議論の状況を速やかに公開するという観点から、議事録を後日、本市子どもすこやか部ホームページにて公開する予定です。また、会議についても公開を原則としておりますので、「東大阪市子ども・子育て会議傍聴に関する指針」に従い、傍聴の方が 3 名いらっしゃることをご報告いたします。

それでは、関川会長、このあとの議事進行をお願いします。

●関川会長

おはようございます。お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

子ども・子育て会議も今回 14 回目の開催となります。

本日の議題は留守家庭児童育成クラブと一時預かり事業についての主に 2 つです。留守家庭児

童育成クラブについては運営事業者募集要項が公表されて募集が開始しています。本日は募集要項も資料として提出されています。その資料も含めて、留守家庭児童育成クラブについて審議していきたいと思います。

2. 議事

(1) 留守家庭児童育成クラブについて

●関川会長

それでは、早速ですが次第に従い議事を進行致します。最初に議事(1)の「留守家庭児童育成クラブについて」を事務局よりご説明いただきます。

●事務局・安永

—資料1「地域子育て支援事業(放課後児童クラブ)供給量の確保策」について説明—

- ・p.1 調査から導き出した需要量に対して平成26年度・平成27年度の整備によって対応する。平成28年度以降は整備の予定がない。
- ・p.2 学校の余裕教室にて施設整備を実施する(28クラブ分)。今後は1つ統合されるので52クラブにて展開する。
- ・p.3 前回の意見に対応する策の報告

—別紙「東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集クラブ名・グループ分割表」別紙「東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業実施要項」参考資料「東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業者募集要項」について説明—

- ・小学校の校区で展開する。
- ・募集に際してA～Dの4つのグループに分けた。
- ・募集のスケジュールを報告。
- ・その他、失格・欠格理由、申請手続、選定方法について説明

●関川会長

ありがとうございます。ご質問や確認されたいことがありましたらお願いします。東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業実施要項については既に募集済みですので、この要項に対する変更のご意見にはもう対応できません。ご質問や今後の検討事項についてご意見をいただくようにお願いします。

●藤井委員

前回お話ししました、会計の方の件、地域でボランティアのように留守家庭児童育成クラブの面倒も見て頂いていると思っていましたが、月15万円程度はもらっておられるようです。訂正の意見としてお話ししました。そして、今回、会計の支援について市としても対応していただけたとのことですのでありがたいと思います。

クラブに置いてある書籍のことで疑問があります。クラブ内の子ども用の本がここ数年ずっと変わっていません。クラブ内のその内容まで市でチェックいただければと思います。ずっと同じ人員でクラブを運営されるのも問題なのかなと思います。同じ方がずっとクラブを運営されないように仕組みがあればと思います。

●事務局・安永

会計については、費用に補助金も入っていますので支援していきたいと思います。補助金は備品・書籍にも使っていただくものですので、市としてチェックする機能もあります。今後システムについては検討していきたいと思います。会計の支援は大事だと認識していますので、明確な形で検討していきたいと思います。なお留守家庭児童クラブについては市の基準もありますので、クラブの内容等のチェックも行っていきたいと思います。

●千谷委員

募集されるクラブでは民間の事業者が参入されます。民間なのか、今まで通りの方式なのかについて保護者や地域への説明はいかがでしょうか。

●事務局・安永

説明会という形ではなく、文書での通知を実施していきたいと考えています。

●関川会長

説明会の開催を通知するということですか。

●千谷委員

今、会長がおっしゃったように、文書だけで説明を終えるというのはどうかなと思います。是非、クラブごとに丁寧な説明をお願いしたいと思います。

●事務局・安永

その方向で考えていきたいと思います。

●関川会長

よろしくお願いします。

●中泉委員

クラブの通知について、どこまでのことを文書に載せるのでしょうか。12月初旬に文書で報告されるということは、まだ事業者も決まっていない段階だと思います。気にされているのは、利用料のことで、自分の子どもはこのまま継続して入れるのかどうかといったところだと思います。その辺りの内容は示していただくようにお願いします。

●佐藤委員

募集要項の p.7 に選定基準があります。加点の中に運営内容、的確性及び実現可能性、サービスの向上とありますが、市が考えているクラブとは何でしょうか。これまでの説明ですと、遊びを通じての居場所づくりといった意味合いしかわからなかったように思います。クラブにいる時間を通してどのような育ちの場としていくのか、市として具体的に示さないと運営団体と市の考えが沿うのでしょうか。子ども達がどのようにクラブで過ごすのか、質の面が気になります。

●事務局・安永

基本的な考え方に示していますように、遊びを通じたという形が原則です。そして生活指導が入っていると考えています。家庭的な雰囲気の中で異年齢の子どもが単に安全面の確認といったことに留まらずに、また遊びだけということでもなく、一定の生活指導、ルールを学びながら過ごせるようにと考えています。実施要項の p.4 に規定していますように、プログラムを作ってもらいます。事業者は規定に基づいて実施していただきます。

●中西委員

別紙の区分、A～Dについては今までの運営委員会は辞めて事業者となります。もしも公募が不調となったらどうするのでしょうか。予定していた法人がダメになった時はどうするのでしょうか。リスク的なことはどうでしょうか。部長からお話を聞かせていただけますか。

●事務局・川崎

色々とご心配をおかけしていることと存じます。

募集に対して事前の説明会に事業者に沢山参加していただきました。まず説明会に参加していただく事業者が思っていた以上に多かったことをお知らせ致します。

選定の際には財務会計状況の良好な法人を選んでいきたいと考えています。予算も債務負担として事業が展開できる分を確保できています。

また事業者との協定については、事業者が決定した時点で早い時期に結び、新年度に事業がスムーズに移行できるよう、それまでの準備期間にしっかりと協議して参りたいと思います。

●中西委員

財務状況を見てもらうのは尤もだと、当たり前だとも思いますが、民間ですので不調になったときはどうするのでしょうか。

●事務局・川崎

不調になった時ということを今は考えていません。指定管理の場合でも取り組んでいるようにまずは協定を結んで参ります。

運営委員会と事業者どちらもがなくなってしまう場合を心配いただいているのだと思います。そうならないように、市としてしっかりと事業展開していきたいと思います。

●中泉委員

まず、たくさんの業者さんが来てくれているのは安心しました。そうなると思うのは、たくさんの事業者が興味を持っているのに、1つのクラブだけに留めてしまうのはもったいないように思います。9回目の子ども・子育て会議でも発言があったと思うのですが、事業者から届け出があれば受理するとおっしゃっていたのに、小学校の敷地内に限定しているというのはどのような意味でしょうか。通うクラブについて複数の選択肢を持てる状況にしていただければと思います。

●関川会長

今日の資料は既存のクラブを引き継ぐ事業者の募集についてですので、既存のクラブは校区に1つということです。他にも基準に合致するクラブを実施しようと届け出があって市が受理すれば、他の展開の可能性もあります。

●事務局・安永

届け出は受理していきます。民間が届け出を出した場合は受理していく方向です。そのような民間のクラブについては市としては情報提供する予定です。

●千谷委員

留守家庭児童育成クラブについては決まったことを条例化するといった話が出ていないように思います。条例化しないと決まったことがいい加減に進むような危惧があります。

●事務局・安永

今後は条例化を考えています。国の省令に準拠した形で条例化したいと思います。市の基準は条例化にともなって設定したいと考えています。

●関川会長

既存のクラブは移行をサポートしていくとありますが、何かご要望ないでしょうか。民間・指定管理にしていくといった方向性についてご心配などございますか。

●平川委員

事務局が決められたことなので、我々としてもサポートしていきたいと思っています。私は英田南の留守家庭児童育成クラブを実施しています。決まっている事よりも飛び出たことを実施していると思っています。例えば、道德教育を2時間、英語の授業も実施しています。そして待機児童は一回も出したことがありません。各運営委員会で内容を考えながら実施されたらよいと思います。我々はボランティアのように実施している部分もありますので、できないこともあります。できるだけ、地域のために実施しています。これからもよろしくお願いします。

●関川会長

民間の参入についてはご意見いかがですか。

●平川委員

今のところ、25日に集まって先のことを協議する予定です。

●阿部委員

別紙と資料1のp.1の足りない量に違いがあるようなのですがいかがですか。

●事務局・安永

別紙の左と右の乖離に該当することですね。まず別紙は募集をかけた28クラブ分の資料です。p.1は全体の積み上げです。そしてその別紙の左と右とは、左は28クラブ分の定員として2,025人です。一方右側の1,497人は定員ではなく在籍児童数となっています。

●櫛田委員

土日、祝日のクラブについて、我々の業界では土日、祝日は出勤して当たり前という中で流通サービス業で働いている方は預けられない状況があります。市としてどのような対応ができるの

でしょうか。

●事務局・安永

今のところ具体的なことは示せないのですが、土日の内、土曜は開設しているところです。ご意見として日曜日を検討していきたいと思います。

●関川会長

すべての子どものためにという趣旨ですので今後の検討をよろしくお願いします。

私から意見というの何なのですが、募集要項の p.1 にて最大3グループまでの申請を可能とした趣旨を説明していただけますか。

●事務局・安永

選定方法については基準点以上の得点の高いところから選定したいと考えています。

●事務局・川崎

まず全体で4グループありますので、独占にならないように3グループまでとしました。得点の高い事業者さんが多い方がよいと考えています。3グループとは得点が高いところから3つを取ってもらうということではなく、一定の得点をとったところから地域を1つずつ取ってもらうという考えを持っています。

●中川副会長

今日、52の留守家庭児童育成クラブがなくなるということが確認されたと思います。1つの成果ではないでしょうか。

他には民間業者の参入があるということです。他市でも実績のある企業が撤退するといったことがありました。契約はもとより、1年単位で継続していただき、実施の状況においても点検、チェックを働かせていただきたいと思います。点検によって継続の可否もしっかりと審議していただきたいと思います。休日の開設についても事業の点検の中で見直していただければと思います。

●関川会長

それでは時間も参りましたので、留守家庭児童育成クラブの議事については終了させていただきたいと存じます。

（２）一時預かり事業について

●関川会長

それでは、案件2、資料2、一時預かり事業について事務局よりご説明いただきます。

●事務局・関谷

—資料2「一時預かり事業」説明—

- ・ p.2 ニーズの詳細な検討が必要との前回の意見を受けて対応した。
- ・ p.5 利用にあたってネックになることとして料金他主に5点
- ・ p.6～12 ニーズ量の見直しを図る。必要ない人を除く。フルタイムの共働きは保育所等の確保にて対応する。
- ・ p.9 求められている預かり先として就労支援を主な目的とした預かり先とリフレッシュの2つの事業形態
- ・ p.14-15 ニーズ量に対する確保方策
- ・ p.16 それでも積み残しとなる53人分の確保方策

●櫛田委員

流通産業に努めている場合、年末年始に保育所が開所していない場合は一時預かりしか対応するものはありません。日曜や年末年始に預けられる先を確保していただければと思います。

●事務局・関谷

これからの検討課題だと思っています。そのような（日曜や年末年始に対応してくれる）事業

所さんにも参入してもらって、市の基準に合致するような事業所の幅を広げていくことが必要だと思います。

●関川会長

休日保育はどのようになっていますか。

●事務局・関谷

今は休日保育には対応していません。これから、国の制度の加算事業となりますので、今後、事業所と協議していきたいと思います。

●櫛田委員

流通産業では若い人や子育て世代がなかなか入ってきません。社会の要請もあって私たちは日曜、祝日は開けざるを得ないのに、預かり先などの社会環境が整いません。このような状況を重要視してもらって、この辺りを何とか、今の社会環境にあわせて工夫してもらいながら、預け先を整えていただけないかなと思います。

●古川委員

就労支援について、保育所には待機児童が多いので、これまでそのような方が一時預かりを利用していました。フルタイムの共働きへの支援は一時預かりではなく、保育所等の整備というのはその通りだと思います。まず保育所に入れることが大事なのです。一時預かりではなくて通常保育の中で預かっていただきたいと思います。

それから一時預かりは料金の問題があると思います。また一時預かりが満員の時があります。毎週、恒常的に利用している人がいるので、そのような人はフルタイムの共働きの件として保育所での対応をお願いします。

●松葉委員

幼稚園の立場から発言します。P.3 では5歳児、3歳児の希望が多いと出ています。公立幼稚園では3歳児を受け入れていないのですが、3歳児を抱えて買い物等へ行くのは本当に大変だと思います。一人の子どもならまだ対応できるのですが、兄弟ができると色々な施設へ行きにくくなったということをよく耳にします。幼稚園としては在園児の兄弟を預かることができれば多子の場合の支援になると考えています。

今回の新制度によって公立幼稚園は混乱しています。希望者が減ってきています。特に第一子の場合、再来年度移行の募集がどうなるかといった報告を受けると、無くなってしまうのかもしれないと誤解されて公立幼稚園を敬遠されたと思われる。公立幼稚園はせっかくよい既存の施設なので、今後とも活用できればと思っています。

●事務局・関谷

今のご発言は2歳児、3歳児でもリフレッシュ等について受け入れるということでしょうか。P.14 に示されたように、一時預かりとして公立幼稚園では30人分をお願いする予定ですが、その他にもできるということでしょうか。

●松葉委員

p.13 に幼稚園型として示されている分について、今の幼稚園の体制よりも加配してもらえるのであれば対応できると思います。たった3か所ではもったいないと考えています。

●事務局・関谷

p.13 の幼稚園型とは在園児対象の2時以降のものです。P.14 の公立幼稚園で3か所と示しているのは新たに施設整備を考えている分です。既存施設、幼稚園型としてはもっとあります。

●関川会長

当面は3歳児に対応できるということですね。

●事務局・関谷

はい。そうです。今のところはその程度からと考えています。

●小田委員

p.11 にリフレッシュ目的の場合1時間当たり700円とありますが、年齢によって料金が変わり

ますか。

●事務局・関谷

年齢によって多少変わります。そういいながら 700 円ではちょっと高いという認識があります。

●小田委員

リフレッシュ目的の場合は 0～2 歳のニーズが高いと思います。0～2 歳の家庭の場合、旦那さんの収入 1 本で家計をやりくりしていると思うので、そのような家庭には 1 時間 700 円はちょっと高いのかと思います。p. 10 の説明で保育単価がまだ示されていないという発言がありましたが、どのようになっているのでしょうか。

●事務局・関谷

保育単価はまだ示されていません。この 700 円についてもまだ検討中です。現在の保育所の料金以内ぐらいかと考えています。700 円では少し高いかと考えています。

●小田委員

新制度によって公立幼稚園が混乱していると思います。同じ保育料なら私立へ通わせるという人が増えたのだと思います。保育料の差がなくなるのであれば、私立へと流れてしまうと思います。せっかく公立幼稚園は小・中学校への連携もある施設なのでもったいないと思います。

●関川会長

今は一時預かりの検討の場なので、その議論をお願いします。

利用料については後日提示されるということによろしいでしょうか。

●事務局・関谷

はい。

●中泉委員

p. 9 に週 3 日程度とあって、他のページには月 48 時間とあります。どちらが正しいのでしょうか。

●事務局・関谷

月 48 時間です。

●森内委員

在園児の兄弟を預けたいというニーズが多いという話はその通りだと思います。幼稚園型の預かり保育にプラスして、リフレッシュや通院等の目的の一時的な預かりを目的としたものも別途幼稚園で受け入れてもらえればと思います。より利用しやすくなると思います。

●関川会長

制度上、そのような利用を拒否しているわけではありませんね。前回、竹村委員からスポット的に受け入れるのはクラスの問題などで難しいというお話をされましたがいかがでしょうか。

●竹村委員

前回、お話したのは同じ教室に異年齢の子どもを受け入れるのは困るということだと思います。別の空き教室があれば、0～2 歳児を受け入れることも可能だと思います。例えば 3 歳児などの在園児がいて、その兄弟を預かるのは実施しやすいと考えています。

●関川会長

制度の枠にはめると兄弟だけということにはならないので、その場合は任意で取り組んでもらうことになるかと思います。

●竹村委員

今現在、そのような取り組みを任意で実施されているところもあります。また用事の際にお子さんだけをちょっとだけ預かるといった取り組みをなさっているところもあります。

●阿部委員

私立では 2 歳児のプレ、公立幼稚園でも 3 歳児のプレがあったらよいのにといます。

p. 5 では親子連れで参加可能な行事とあります。そのような取り組みはつどいの広場が担っていると思います。(つどいの広場等でも) 子どもだけを預かる事業を実施すれば、リフレッシュに

も繋がるのではないかと思います。

●関川会長

本日は何かを決定するということではありませんね。それでは一時預かりについては次回も引き続き協議していきたいと思います。

（３）特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の設置について

●関川会長

それでは、案件の３、特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の設置について事務局よりご説明いただきます。

●事務局・西島

—資料３「東大阪市特定教育・保育施設障害児入所認定審査部会の内容について」説明—

・審査部会につて、選考指数が小さな家庭であっても、家庭環境等の自由で入所が適当かを検討、認定審査を行う部会

●関川会長

選考指数上では入所が難しいとはどんな場合ですか。

●事務局・西島

療育施設に通われているお子さんがいて、就学、求職中の場合などです。特別な支援を必要とするお子さんがおられると、就労の時間が限られてしまう場合がありますので、その点で指数が少なく出てしまう場合があります。

●関川会長

療育施設に通われているお子さんですか。

●事務局・西島

はい。療育施設です。

●関川会長

療育センターに通われている場合は、特別な支援を受けておられますよね。

●事務局・西島

家庭環境上のことや、また一方で集団教育が適切か否かということもあります。難病等の場合は発育が遅れている方もおられますので、集団保育が適当なのかを判断していきたいと考えています。そういう意味で医師に参画いただいています。

●関川会長

家庭の事情とは働いて収入が必要だということですね。

●古川委員

東大阪のすべての子どものために、障害があってもなくても保育所入所を考えていけるということが大事だと思います。障害児を抱えて働きたくても働けないという場合があります。集団の中での適正があると診断されたら、保育所に入れていただきたいと思います。そのようなことを決める場所があればよいと思います。今までの既存の組織に代わるものとして今回示された部会があるのですね。仕事をしているか否かに関わらず、障害児の支援をお願いしたいと思います。部会の委員には子ども達に関わっている発達相談員なども入れていただくようにお願いします。

●中西委員

確認なのですが、部会の意味は何でしょうか。引き上げてくれるということでしょうか。

●事務局・西島

そうです。

●関川会長

子育て家庭が２号、３号の申請をして、その上で選考指数が少ない場合、この部会にかけてポイントを上げるというものです。保育の基準というものを設けましたので、ポイントが低いから

対象から洩れてしまいますけれど、障害児についてそのポイントの修正をしていただく部会です。

それでは、この部会の設置をお認めいただけますでしょうか。

●全委員

―異議なし―

(4) その他

●関川会長

それでは資料4について、これは前回、時間がなくて説明できていないものですよ。

●事務局・川西

―資料4「公立の教育・保育施設再編整備イメージ」説明―

- ・次回に議論をお願いしたい。公立の教育・保育施設再編整備イメージについて市の考え方をまとめたもの。

●関川会長

それではパブリックコメントについて、事務局より説明をお願いします。

●事務局・関谷

―資料5「パブリックコメント集計（途中経過）」説明―

- ・件数については示しているものが全件。主な意見は現在集計中であり、今回示したものは途中経過である。

●関川会長

本日は時間の都合でご意見を頂戴できなかった方につきましては、後日事務局まで文書にてご意見をいただくようお願い致します。それでは事務局にお返しします。

3. 閉会

●事務局・寺岡

本日は長時間のご審議ありがとうございました。なお、次回は12月8日（月）9時30より18階研修室にて開催予定ですので、よろしくお願いします。

―閉会―